



平成30年7月5日

総合政策局運輸審議会審理室

**「一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長
(新潟交通圏、長野交通圏、金沢交通圏、京浜交通圏、北九州交通圏、
長崎交通圏、宮崎交通圏、鹿児島市、神戸市域交通圏)」
に関する答申について**

平成30年5月15日付け及び同年6月1日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、延長することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました（事案の内容、答申結果等は別紙のとおりです）。

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

審議における配付資料及び議事概要は以下のURLで公表しています。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 青木

(直通) 03-5253-8810、(FAX) 03-5253-1676

[特定地域の指定の期限の延長に関する問合せ先]

自動車局旅客課 齋藤、石川、高津戸

(代表) 03-5253-8111 (内線 41242)

(直通) 03-5253-8569、(FAX) 03-5253-1636

【事案の種類】 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長

事案番号	延長する地域	期間	運輸審議会 答申
平30 第5006号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「新潟交通圏」	平成30年8月1日から 平成31年3月31日まで	延長することが 適当
平30 第5007号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「長野交通圏」	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで	延長することが 適当
平30 第5008号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「金沢交通圏」	平成30年8月1日から 平成31年3月31日まで	延長することが 適当
平30 第5009号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「京浜交通圏」	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで	延長することが 適当
平30 第5010号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「北九州交通圏」	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで	延長することが 適当
平30 第5011号	道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「長崎交通圏」	平成30年8月1日から 平成33年7月31日まで	延長することが 適当

<p>平30 第5012号</p>	<p>道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「宮崎交通圏」</p>	<p>平成30年8月1日から 平成31年3月31日まで</p>	<p>延長することが 適当</p>
<p>平30 第5013号</p>	<p>道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「鹿児島市」</p>	<p>平成30年8月1日から 平成31年3月31日まで</p>	<p>延長することが 適当</p>
<p>平30 第5014号</p>	<p>道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「神戸市域交通圏」</p>	<p>平成30年9月1日から 平成33年8月31日まで</p>	<p>延長することが 適当</p>

国 運 審 第 2 0 号
平成 3 0 年 7 月 5 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 0 第 5 0 0 6 号

平成 3 0 年 5 月 1 5 日付け国自旅第 4 4 号をもって諮問された上記の
事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、新潟交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「新潟交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、平成30年8月1日から平成31年3月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、新潟交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年7月31日に、新潟交通圏を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、特定地域として指定した。
特定地域に指定された後、新潟交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年6月13日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めたところである。

新潟交通圏では現時点で、事業環境の改善の兆しが認められるものの、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて判断することが困難であることから、国土交通大臣は、指定から3年後の年度において実施された適正化及び活性化の取組の効果が反映された輸送実績等を踏まえ、事業環境が改善したかどうかについてより確実に判断できるよう、平成30年8月1日から平成31年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれかに該当しない場合には、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度の末日まで指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

新潟交通圏は、所管局によると、協議会において平成29年6月13日に特定地域計画が議決されているが、次のとおり上記2.の【指定基準】に一部該当していない。

- (1) 平成28年度の実働実車率は27.9%であり、平成13年度と比較して21.8%減少している。
- (2) 平成28年度の赤字事業者車両数シェアが33.30%で、1/3未満のシェアとなっており、指定基準に該当しない。
- (3) 人口が約80万人の新潟市を含む営業区域である。
- (4) 平成28年度の総実車キロが17,333,232キロで、前年度と比較して5.3%減少している。
- (5) 平成28年度の日車営収が25,988円で、平成13年度と比較して4.4%減少している。また、平成28年度の日車実車キロが69.1キロで、平成13年度と比較して11.7%減少している。
- (6) 新潟交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含め

た地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年5月8日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

以上、平成28年度の輸送実績等では、指定基準（2）について該当しなかった。

ただし、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、国土交通大臣は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて現時点で判断することができない。

4. 以上のように、新潟交通圏については、平成28年度輸送実績等が指定基準に一部該当せず、事業環境の改善の兆しが認められるものの、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて現時点で判断することは困難な状態である。

このため、指定から3年後の年度において実施された適正化及び活性化の取組の効果が反映された輸送実績等が判明し、当該事業環境の改善の兆しが、取組の実施によるものであると国土交通大臣がより確実に判断できる平成31年3月31日まで、新潟交通圏について特定地域の指定の期限を延長することは適当であると認める。

要 望 事 項

特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、平成30年8月1日から平成31年3月31日までの指定期限の延長としているが、指定期限満了後も安定的に事業環境の改善が継続されるよう、国土交通大臣は、延長期間中における特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組が確実に行われるよう、協議会を指導していただきたい。

国 運 審 第 2 1 号
平成 3 0 年 7 月 5 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 0 第 5 0 0 7 号

平成 3 0 年 5 月 1 5 日付け国自旅第 4 4 号をもって諮問された上記の
事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、長野交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「長野交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、平成30年8月1日から平成33年7月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、長野交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年7月31日に、長野交通圏を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、特定地域として指定した。
特定地域に指定された後、長野交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成28年9月9日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めたところである。

ただ、長野交通圏では現時点で、事業環境の改善が認められず、国土交通大臣は、タクシー事業の適正化及び活性化の取組を今後も安定的に継続して実施することが必要であると考え、平成30年8月1日から平成33年7月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれにも該当する場合に、更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たり

の法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

- ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

長野交通圏は、所管局によると、協議会において平成28年9月9日に特定地域計画が議決されており、かつ、次のとおり上記2.の【指定基準】のいずれにも該当している。

- (1) 平成28年度の実働実車率は25.1%であり、平成13年度と比較して30.3%減少している。
- (2) 平成28年度の赤字事業者車両数シェアが69.1%と1/2以上である。
- (3) 人口が約38万人の長野市を含む営業区域である。
- (4) 平成28年度の総実車キロが8,169,690キロであり前年度と比較して5.8%減少している。
- (5) 平成28年度の日車營收が22,521円であり、平成13年度と比較して13.7%減少している。また、平成28年度の日車実車キロが50.8キロであり、平成13年度と比較して27.8%減少している。
- (6) 長野交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年5月9日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

4. 以上のように、長野交通圏については、現時点で事業環境の改善が認められず、また、特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組を

実施し始めたところであるので、早期の指定解除に向けて、今後も適正化及び活性化の取組を安定的に継続して実施する必要があると認められる。

このため、国土交通大臣が長野交通圏について特定地域の指定の期限を延長することは、適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回指定の期限を延長した特定地域において、早期の指定解除が実現できるよう、タクシーに係る各種指標等の改善状況を把握するとともに、事業環境の改善に向け、特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組状況並びにそれに対する利用者の評価の把握に努め、こうした取組が滞っている場合には、協議会に対して指導・監督していただきたい。

また、毎年、タクシーに係る各種指標等が出た際に当審議会に報告していただきたい。

さらに、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

2. 国土交通大臣は、特定地域の協議会関係者が、特定地域の指定は例外的な措置であり、適正化及び需要喚起策を含めた活性化の取組を確実に実施していくことが求められているとの認識を持ち続けるよう、協議会を指導していただきたい。

国 運 審 第 2 2 号
平成 3 0 年 7 月 5 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 0 第 5 0 0 8 号

平成 3 0 年 5 月 1 5 日付け国自旅第 4 4 号をもって諮問された上記の
事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、金沢交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき北陸信越運輸局長が定める営業区域の「金沢交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、平成30年8月1日から平成31年3月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、金沢交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年7月31日に、金沢交通圏を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、特定地域として指定した。
特定地域に指定された後、金沢交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年3月28日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めたところである。

金沢交通圏では現時点で、事業環境の改善の兆しが認められるものの、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて判断することが困難であることから、国土交通大臣は、指定から3年後の年度において実施された適正化及び活性化の取組の効果が反映された輸送実績等を踏まえ、事業環境が改善したかどうかについてより確実に判断できるよう、平成30年8月1日から平成31年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれかに該当しない場合には、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度の末日まで指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

金沢交通圏は、所管局によると、協議会において平成29年3月28日に特定地域計画が議決されているが、次のとおり上記2.の【指定基準】に一部該当していない。

- (1) 平成28年度の実働実車率は28.8%であり、平成13年度と比較して16.0%減少している。
- (2) 平成28年度の赤字事業者車両数シェアが36.0%と1/3以上であるが、前年度と比較して7.6ポイントの増加にとどまっており、指定基準に該当しない。
- (3) 人口が約45万人の金沢市を含む営業区域である。
- (4) 平成28年度の総実車キロが18,418,315キロで、前年度と比較して5.4%減少している。
- (5) 平成28年度の日車営収が22,835円で、平成13年度と比較して11.9%減少している。また、平成28年度の日車実車キロが56.1キロで、平成13年度と比較して18.4%減少している。

(6) 金沢交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年5月9日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

以上、平成28年度の輸送実績等では、指定基準(2)について該当しなかった。

ただし、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、国土交通大臣は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて現時点で判断することができない。

4. 以上のように、金沢交通圏については、平成28年度輸送実績等が指定基準に一部該当せず、事業環境の改善の兆しが認められるものの、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて現時点で判断することは困難な状態である。

このため、指定から3年後の年度において実施された適正化及び活性化の取組の効果が反映された輸送実績等が判明し、当該事業環境の改善の兆しが、取組の実施によるものであると国土交通大臣がより確実に判断できる平成31年3月31日まで、金沢交通圏について特定地域の指定の期限を延長することは適当であると認める。

要 望 事 項

特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、平成30年8月1日から平成31年3月31日までの指定期限の延長としているが、指定期限満了後も安定的に事業環境の改善が継続されるよう、国土交通大臣は、延長期間中における特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組が確実に行われるよう、協議会を指導していただきたい。

国 運 審 第 2 3 号
平成 3 0 年 7 月 5 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 0 第 5 0 0 9 号

平成 3 0 年 5 月 1 5 日付け国自旅第 4 4 号をもって諮問された上記の
事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、京浜交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき関東運輸局長が定める営業区域の「京浜交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、平成30年8月1日から平成33年7月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、京浜交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年7月31日に、京浜交通圏を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、特定地域として指定した。
特定地域に指定された後、京浜交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成28年9月23日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めたところである。

ただ、京浜交通圏では現時点で、事業環境の改善が認められず、国土交通大臣は、タクシー事業の適正化及び活性化の取組を今後も安定的に継続して実施することが必要であると考え、平成30年8月1日から平成33年7月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれにも該当する場合に、更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たり

の法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

京浜交通圏は、所管局によると、協議会において平成28年9月23日に特定地域計画が議決されており、かつ、次のとおり上記2.の【指定基準】のいずれにも該当している。

(1) 平成28年度の実働実車率は31.8%であり、平成13年度と比較して22.4%減少している。

(2) 平成28年度の赤字事業者車両数シェアが52.4%と1/2以上である。

(3) 人口が約373万人の横浜市を含む営業区域である。

(4) 平成28年度の総実車キロが162,253,680キロであり前年度と比較して3.5%減少している。

(5) 平成28年度の日車営収が38,177円であり、平成13年度と比較して13.2%減少している。また、平成28年度の日車実車キロが85.0キロであり、平成13年度と比較して25.3%減少している。

(6) 京浜交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年5月9日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

4. 以上のように、京浜交通圏については、現時点で事業環境の改善が認められず、また、特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組を

実施し始めたところであるので、早期の指定解除に向けて、今後も適正化及び活性化の取組を安定的に継続して実施する必要があると認められる。

このため、国土交通大臣が京浜交通圏について特定地域の指定の期限を延長することは、適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回指定の期限を延長した特定地域において、早期の指定解除が実現できるよう、タクシーに係る各種指標等の改善状況を把握するとともに、事業環境の改善に向け、特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組状況並びにそれに対する利用者の評価の把握に努め、こうした取組が滞っている場合には、協議会に対して指導・監督していただきたい。

また、毎年、タクシーに係る各種指標等が出た際に当審議会に報告していただきたい。

さらに、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

2. 国土交通大臣は、特定地域の協議会関係者が、特定地域の指定は例外的な措置であり、適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を確実に実施していくことが求められているとの認識を持ち続けるよう、協議会を指導していただきたい。

国 運 審 第 2 4 号
平成 3 0 年 7 月 5 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 0 第 5 0 1 0 号

平成 3 0 年 5 月 1 5 日付け国自旅第 4 4 号をもって諮問された上記の
事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、北九州交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「北九州交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、平成30年8月1日から平成33年7月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、北九州交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年7月31日に、北九州交通圏を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、特定地域として指定した。

特定地域に指定された後、北九州交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年1月27日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供

給輸送力の削減)及び活性化に取り組み始めたところである。

ただ、北九州交通圏では現時点で、事業環境の改善が認められず、国土交通大臣は、タクシー事業の適正化及び活性化の取組を今後も安定的に継続して実施することが必要であると考え、平成30年8月1日から平成33年7月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれにも該当する場合に、更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数

の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

- ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

北九州交通圏は、所管局によると、協議会において平成29年1月27日に特定地域計画が議決されており、かつ、次のとおり上記2.の【指定基準】のいずれにも該当している。

- (1) 平成28年度の実働実車率は28.8%であり、平成13年度と比較して14.8%減少している。
- (2) 平成28年度の赤字事業者車両数シェアが51.8%と1/2以上である。
- (3) 人口が約95万人の北九州市を含む営業区域である。
- (4) 平成28年度の総実車キロが42,540,310キロであり前年度と比較して2.3%減少している。
- (5) 平成28年度の日車營收が20,083円であり、平成13年度と比較して7.0%減少している。また、平成28年度の日車実車キロが54.7キロであり、平成13年度と比較して16.9%減少している。
- (6) 北九州交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年5月11日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

4. 以上のように、北九州交通圏については、現時点で事業環境の改善が認められず、また、特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組を実施し始めたところであるので、早期の指定解除に向けて、今後も適正化及び活性化の取組を安定的に継続して実施する必要があると認められる。

このため、国土交通大臣が北九州交通圏について特定地域の指定の期限を延長することは、適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回指定の期限を延長した特定地域において、早期の指定解除が実現できるよう、タクシーに係る各種指標等の改善状況を把握するとともに、事業環境の改善に向け、特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組状況並びにそれに対する利用者の評価の把握に努め、こうした取組が滞っている場合には、協議会に対して指導・監督していただきたい。

また、毎年、タクシーに係る各種指標等が出た際に当審議会に報告していただきたい。

さらに、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

2. 国土交通大臣は、特定地域の協議会関係者が、特定地域の指定は例外的な措置であり、適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を確実に実施していくことが求められているとの認識を持ち続けるよう、協議会を指導していただきたい。

国 運 審 第 2 5 号
平成 3 0 年 7 月 5 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 0 第 5 0 1 1 号

平成 3 0 年 5 月 1 5 日付け国自旅第 4 4 号をもって諮問された上記の
事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、長崎交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「長崎交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、平成30年8月1日から平成33年7月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、長崎交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年7月31日に、長崎交通圏を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、特定地域として指定した。
特定地域に指定された後、長崎交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成28年12月5日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めたところである。

ただ、長崎交通圏では現時点で、事業環境の改善が認められず、国土交通大臣は、タクシー事業の適正化及び活性化の取組を今後も安定的に継続して実施することが必要であると考え、平成30年8月1日から平成33年7月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれにも該当する場合に、更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たり

の法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

- ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

長崎交通圏は、所管局によると、協議会において平成28年12月5日に特定地域計画が議決されており、かつ、次のとおり上記2.の【指定基準】のいずれにも該当している。

- (1) 平成28年度の実働実車率は25.8%であり、平成13年度と比較して23.7%減少している。
- (2) 平成28年度の赤字事業者車両数シェアが69.5%と1/2以上である。
- (3) 人口が約42万人の長崎市を含む営業区域である。
- (4) 平成28年度の総実車キロが24,743,309キロであり前年度と比較して5.2%減少している。
- (5) 平成28年度の日車營收が26,935円であり、平成13年度と比較して10.5%減少している。また、平成28年度の日車実車キロが71.6キロであり、平成13年度と比較して20.3%減少している。
- (6) 長崎交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年5月8日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

4. 以上のように、長崎交通圏については、現時点で事業環境の改善が認められず、また、特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組を

実施し始めたところであるので、早期の指定解除に向けて、今後も適正化及び活性化の取組を安定的に継続して実施する必要があると認められる。

このため、国土交通大臣が長崎交通圏について特定地域の指定の期限を延長することは、適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回指定の期限を延長した特定地域において、早期の指定解除が実現できるよう、タクシーに係る各種指標等の改善状況を把握するとともに、事業環境の改善に向け、特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組状況並びにそれに対する利用者の評価の把握に努め、こうした取組が滞っている場合には、協議会に対して指導・監督していただきたい。

また、毎年、タクシーに係る各種指標等が出た際に当審議会に報告していただきたい。

さらに、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

2. 国土交通大臣は、特定地域の協議会関係者が、特定地域の指定は例外的な措置であり、適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を確実に実施していくことが求められているとの認識を持ち続けるよう、協議会を指導していただきたい。

国 運 審 第 2 6 号
平成 3 0 年 7 月 5 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 0 第 5 0 1 2 号

平成 3 0 年 5 月 1 5 日付け国自旅第 4 4 号をもって諮問された上記の
事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、宮崎交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「宮崎交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、平成30年8月1日から平成31年3月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、宮崎交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年7月31日に、宮崎交通圏を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、特定地域として指定した。
特定地域に指定された後、宮崎交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年9月28日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めたところである。

宮崎交通圏では現時点で、事業環境の改善の兆しが認められるものの、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて判断することが困難であることから、国土交通大臣は、指定から3年後の年度において実施された適正化及び活性化の取組の効果が反映された輸送実績等を踏まえ、事業環境が改善したかどうかについてより確実に判断できるよう、平成30年8月1日から平成31年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれかに該当しない場合には、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度の末日まで指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。

- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
 - ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。
- (6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

宮崎交通圏は、所管局によると、協議会において平成29年9月28日に特定地域計画が議決されているが、次のとおり上記2.の【指定基準】に一部該当していない。

- (1) 平成28年度の実働実車率は27.6%であり、平成13年度と比較して18.1%減少している。
- (2) 平成28年度の赤字事業者車両数シェアが23.7%で、1/3未満のシェアとなっており、指定基準に該当しない。
- (3) 人口が約40万人の宮崎市を含む営業区域である。
- (4) 平成28年度の総実車キロが13,895,555キロで、前年度と比較して3.1%減少している。
- (5) 平成28年度の日車営収が15,686円で、平成13年度と比較して16.2%減少している。また、平成28年度の日車実車キロが50.2キロで、平成13年度と比較して14.1%減少している。
- (6) 宮崎交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含め

た地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年5月11日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

以上、平成28年度の輸送実績等では、指定基準（2）について該当しなかった。

ただし、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、国土交通大臣は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて現時点で判断することができない。

4. 以上のように、宮崎交通圏については、平成28年度輸送実績等が指定基準に一部該当せず、事業環境の改善の兆しが認められるものの、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて現時点で判断することは困難な状態である。

このため、指定から3年後の年度において実施された適正化及び活性化の取組の効果が反映された輸送実績等が判明し、当該事業環境の改善の兆しが、取組の実施によるものであると国土交通大臣がより確実に判断できる平成31年3月31日まで、宮崎交通圏について特定地域の指定の期限を延長することは適当であると認める。

要 望 事 項

特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、平成30年8月1日から平成31年3月31日までの指定期限の延長としているが、指定期限満了後も安定的に事業環境の改善が継続されるよう、国土交通大臣は、延長期間中における特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組が確実に行われるよう、協議会を指導していただきたい。

国 運 審 第 2 7 号
平成 3 0 年 7 月 5 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 0 第 5 0 1 3 号

平成 3 0 年 5 月 1 5 日付け国自旅第 4 4 号をもって諮問された上記の
事案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、鹿児島市（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき九州運輸局長が定める営業区域の「鹿児島市」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、平成30年8月1日から平成31年3月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、鹿児島市における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年7月31日に、鹿児島市を平成27年8月1日から平成30年7月31日までの間、特定地域として指定した。

特定地域に指定された後、鹿児島市においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年12月11日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供給輸送力の削減）及び活性化に取り組み始めたところである。

鹿児島市では現時点で、事業環境の改善の兆しが認められるものの、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて判断することが困難であることから、国土交通大臣は、指定から3年後の年度において実施された適正化及び活性化の取組の効果が反映された輸送実績等を踏まえ、事業環境が改善したかどうかについてより確実に判断できるよう、平成30年8月1日から平成31年3月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれかに該当しない場合には、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度の末日まで指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。

(5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。

② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

鹿児島市は、所管局によると、協議会において平成29年12月11日に特定地域計画が議決されているが、次のとおり上記2.の【指定基準】に一部該当していない。

(1) 平成28年度の実働実車率は23.9%であり、平成13年度と比較して18.4%減少している。

(2) 平成28年度の赤字事業者車両数シェアが46.7%と1/3以上であるが、前年度と比較して7.8ポイント減少しており、指定基準に該当しない。

(3) 人口が約60万人の鹿児島市を含む営業区域である。

(4) 平成28年度の総実車キロが21,249,350キロで、前年度と比較して1.7%減少している。

(5) 平成28年度の日車営収が18,772円で、平成13年度と比較して4.4%減少している。また、平成28年度の日車実車キロが51.7キロで、平成13年度と比較して12.8%減少している。

(6) 鹿児島市における協議会においては、地域住民の代表を含めた

地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年5月9日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

以上、平成28年度の輸送実績等では、指定基準（2）について該当しなかった。

ただし、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、国土交通大臣は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて現時点で判断することができない。

4. 以上のように、鹿児島市については、平成28年度輸送実績等が指定基準に一部該当せず、事業環境の改善の兆しが認められるものの、指定から特定地域計画の認可までに想定よりも長期間を要したため、取組の実施により事業環境が改善したかどうかについて現時点で判断することは困難な状態である。

このため、指定から3年後の年度において実施された適正化及び活性化の取組の効果が反映された輸送実績等が判明し、当該事業環境の改善の兆しが、取組の実施によるものであると国土交通大臣がより確実に判断できる平成31年3月31日まで、鹿児島市について特定地域の指定の期限を延長することは適当であると認める。

要 望 事 項

特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、平成30年8月1日から平成31年3月31日までの指定期限の延長としているが、指定期限満了後も安定的に事業環境の改善が継続されるよう、国土交通大臣は、延長期間中における特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組が確実に行われるよう、協議会を指導していただきたい。

国 運 審 第 2 8 号
平成 3 0 年 7 月 5 日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

運輸審議会会長 原田 尚志

答 申 書

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の
指定の期限の延長について

平 3 0 第 5 0 1 4 号

平成 3 0 年 6 月 1 日付け国自旅第 5 3 号をもって諮問された上記の事
案について審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、神戸市域交通圏（道路運送法施行規則第5条の規定に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「神戸市域交通圏」をいう。以下同じ。）について、諮問のとおり、一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域（法第3条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）の指定の期限を、平成30年9月1日から平成33年8月31日までの間延長することは適当である。

理 由

1. 国土交通大臣は、神戸市域交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の供給輸送力が輸送需要量に対して過剰であると認め、当該地域におけるタクシー事業の事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心としてタクシー事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めて、平成27年8月31日に、神戸市域交通圏を平成27年9月1日から平成30年8月31日までの間、特定地域として指定した。

特定地域に指定された後、神戸市域交通圏においては、協議会（法第8条第1項に規定する協議会をいう。以下同じ。）で平成29年8月10日に特定地域計画（法第8条の2に規定する計画をいう。以下同じ。）を議決し、特定地域計画に基づくタクシー事業の適正化（供

給輸送力の削減)及び活性化に取り組み始めたところである。

ただ、神戸市域交通圏では現時点で、事業環境の改善が認められず、国土交通大臣は、タクシー事業の適正化及び活性化の取組を今後も安定的に継続して実施することが必要であると考え、平成30年9月1日から平成33年8月31日までの間、特定地域の指定の期限を延長することを予定している。

2. 国土交通大臣は、特定地域に指定されている地域について、法第3条第2項に基づく指定の期限の延長は、協議会において特定地域計画が議決されており、かつ、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、次の(1)から(6)まで(以下「指定基準」という。)のいずれにも該当する場合に、更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長することとしている。

【指定基準】

- (1) 実働実車率が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 次の①又は②のいずれかに該当すること。
 - ① 当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計のうち、タクシー事業に係る営業収支率が100%を下回る事業者が当該営業区域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が占める割合(以下「赤字事業者車両数シェア」という。)が1/2以上であること。
 - ② 赤字事業者車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して赤字事業者車両数シェアが10ポイント以上増加していること。
- (3) 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
 - ② 当該営業区域における走行100万キロ当たりの法令違反件数

の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの法令違反件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

- ③ 当該営業区域における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値が、全国における走行100万キロ当たりの事故発生件数の直近5年間の平均値を上回っていること。

(6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料及び所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件について公聴会の開催の申請はなかった。

神戸市域交通圏は、所管局によると、協議会において平成29年8月10日に特定地域計画が議決されており、かつ、次のとおり上記2.の【指定基準】のいずれにも該当している。

- (1) 平成28年度の実働実車率は28.3%であり、平成13年度と比較して20.7%減少している。
- (2) 平成28年度の赤字事業者車両数シェアが54.4%と1/2以上である。
- (3) 人口が約153万人の神戸市を含む営業区域である。
- (4) 平成28年度の総実車キロが90,381,069キロであり前年度と比較して3.1%減少している。
- (5) 平成28年度の日車營收が27,855円であり、平成13年度と比較して3.2%減少している。また、平成28年度の日車実車キロが71.2キロであり、平成13年度と比較して13.9%減少している。
- (6) 神戸市域交通圏における協議会においては、地域住民の代表を含めた地域の多様な主体により、地域・利用者の意向を踏まえた議論がなされ、本年5月30日付けで同協議会より特定地域の指定の期限の延長に同意する旨の報告があった。

4. 以上のように、神戸市域交通圏については、現時点で事業環境の改善が認められず、また、特定地域計画に基づく適正化及び活性化の取組を実施し始めたところであるので、早期の指定解除に向けて、今後も適正化及び活性化の取組を安定的に継続して実施する必要があると認められる。

このため、国土交通大臣が神戸市域交通圏について特定地域の指定の期限を延長することは、適当であると認める。

要 望 事 項

1. 国土交通大臣は、今回指定の期限を延長した特定地域において、早期の指定解除が実現できるよう、タクシーに係る各種指標等の改善状況を把握するとともに、事業環境の改善に向け、特定地域計画に基づく適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組状況並びにそれに対する利用者の評価の把握に努め、こうした取組が滞っている場合には、協議会に対して指導・監督していただきたい。

また、毎年、タクシーに係る各種指標等が出た際に当審議会に報告していただきたい。

さらに、指定の事由がなくなると認められる場合には、可能な限り早期に指定の解除を行うよう努められたい。

2. 国土交通大臣は、特定地域の協議会関係者が、特定地域の指定は例外的な措置であり、適正化及び需要喚起策も含めた活性化の取組を確実に実施していくことが求められているとの認識を持ち続けるよう、協議会を指導していただきたい。